

【現行(平成29年3月)】 写真管理基準(案)	【改定案(平成30年3月)】 写真管理基準(案)	改定理由
<p>写真管理基準(案)</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。 (100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様を確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>写真管理基準(案)</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。 (100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様を確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p> <p>最新の運用に基づき改定</p>

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表（全体）

区分	写真管理項目			概要	
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚		
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕 ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表（全体）

区分	写真管理項目			概要	
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚		
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	

改定理由
準拠する要領の制定等に対応

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要			
							締固め状況			転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕
					法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
							「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-4	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-5	

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3		
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要				
							締固め状況				転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕
					法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕					
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	準拠する要領の制定等に対応	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			準拠する要領の制定等に対応	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-4		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-5		

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	代表箇所 各1枚	1-2-4-3
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-5
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)		
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1 枚〔試験種別 毎〕	1-3-7-4

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕			
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-5	
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚	1-3-7-4	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)			
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1 枚〔試験種別 毎〕	1-3-7-4	

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-5	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)」、「地上型レーザ スキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地 上移動体搭載型レーザ スキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正 後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザスキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザスキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリ ズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
					平坦性	1工事に1回〔実施中〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	準拠する 要領の制 定等に対 応
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					平坦性	1工事に1回〔実施中〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
					浸透性シルク注入状況	400mに1回 〔注入時〕			
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					浸透性シルク注入状況	400mに1回 〔注入時〕				
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-10
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基 層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表 層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-10	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11	準拠する 要領の制 定等に対 応
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基 層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						整正状況	400mに1回 〔整正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表 層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」によ り「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に 1回〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
目地段差	1工事に1回								

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
目地段差	1工事に1回									

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕			
					目地段差	1工事に1回			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12		コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する要領の制定等に対応
						スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
					目地段差	1工事に1回				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	準拠する要領の制定等に対応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	準拠する要領の制定等に対応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	準拠する 要領の制 定等に対 応
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	15		路面切削工	幅厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-15
3	2	6	16		舗装打換え工	幅延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-16
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
3	2	7	2		安定処理工	施工厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ※路床は40mに1回	代表箇所各1枚	3-2-7-2
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-3
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-5

改定案

【改定案（平成30年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	15		路面切削工	幅厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-15	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	16		舗装打換え工	幅延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-16	
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-17	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕			
3	2	7	2		安定処理工	施工厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ※路床は40mに1回	代表箇所各1枚	3-2-7-2	
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-3	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-5	

【別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」】	【別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」】	改定理由
<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則 1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2. 撮影 2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p>4. その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則 1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2. 撮影 2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p>4. その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>準拠する要領の制定等 に対応</p>